

京都府

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	備 考
3010010	水ヶ浦	水ヶ浦	ミズガウラ	1	舞鶴市	舞鶴市	京 都 府					S27.2.29		
3010020	成生	成生	ナリュウ	1	舞鶴市	舞鶴市	京 都 府					S27.2.29		
3010050	瀬崎	瀬崎	セザキ	1	舞鶴市	舞鶴市	京 都 府		○			S26.8.21		
3010070	西大浦	西大浦	ニシオオウラ	1	舞鶴市	舞鶴市	京 都 府			○		S27.2.29	H9.2.27	
3010080	神崎	神崎	カンザキ	1	舞鶴市	舞鶴市	京 都 府					S28.2.12		
3010090	由良	由良	ユラ	1	宮津市	宮津市	京 都 府					S26.8.21	S37.7.6	半島
3010100	島陰	島陰	シマカゲ	1	宮津市	宮津市	京 都 府		○			S27.2.29		半島
3010110	田井(栗田)	田井(栗田)	タイ(クンダ)	1	宮津市	宮津市	京 都 府		○			S28.2.12		半島
3010120	溝尻	溝尻	ミゾシ	1	宮津市	宮津市	京 都 府			○		S28.2.12	S37.7.6	半島
3010180	泊	泊	トマリ	1	与謝郡伊根町	伊根町	京 都 府		○			S28.3.25		半島
3010200	袖志	袖志	ソデシ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府		○			S27.2.29	H8.6.12	半島
3010210	竹野	竹野	タノ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府		○			S27.2.29		半島
3010220	小間	小間	コマ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府		○			S27.2.29		半島
3010230	砂方	砂方	スナガタ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府					S28.2.12		半島
3010240	三津	三津	ミツ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府					S29.7.12		半島
3010250	遊	遊	アソビ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府					S29.7.12		半島
3010260	磯	磯	イソ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府					S28.2.12		半島
3010270	浜詰	浜詰	ハマヅメ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府					S42.3.31		半島
3010280	蒲井	蒲井	カマイ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府					S34.12.15		半島
3010290	旭	旭	アサヒ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府					S34.12.15	H5.4.19	半島
3020010	田井(舞鶴)	田井(舞鶴)	タイ(マイヅル)	2	舞鶴市	舞鶴市	京 都 府			○		S27.2.29	S52.3.16	
3020015	野原	野原	ノハラ	2	舞鶴市	舞鶴市	京 都 府		○	○		S28.2.12	H1.12.6	
3020020	竜宮浜	竜宮浜	リュウグウハマ	2	舞鶴市	舞鶴市	京 都 府		○			S27.2.29	H17.12.9	
3020030	栗田	栗田	クンダ	2	宮津市	宮津市	京 都 府		○			S27.2.29		半島
3020035	養老	養老	ヨウロウ	2	宮津市	宮津市	京 都 府		○			S56.4.13	S63.3.31	半島
3020040	伊根	伊根	イネ	2	与謝郡伊根町	伊根町	京 都 府		○	○		S27.2.29		半島
3020045	新井	新井	ニイ	2	与謝郡伊根町	伊根町	京 都 府					S27.2.29		半島
3020047	浦島	浦島	ウラシマ	2	与謝郡伊根町	伊根町	京 都 府		○			S28.2.12	H10.1.28	半島
3020050	本庄	本庄	ホンジョウ	2	与謝郡伊根町	伊根町	京 都 府			○		S27.2.29		半島
3020060	間人	間人	タイザ	2	京丹後市	京丹後市	京 都 府			○		S26.8.21	H9.9.22	半島
3020070	浅茂川	浅茂川	アサモガワ	2	京丹後市	京丹後市	京 都 府		○	○		S26.8.21	H9.3.30	半島
3030010	舞鶴	舞鶴	マイヅル	3	舞鶴市	京都府	京 都 府			◎		S26.8.21	H16.12.1	
3040010	中浜	中浜	ナカハマ	4	京丹後市	京都府	京 都 府		○	○		S26.8.21	H16.3.8	半島

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 備考欄の「離島」は離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美諸島に所在する漁港を表す。